

EWS 実習装置の購入に係る一般競争入札公告

山梨県出納局管理課が発注する EWS 実習装置の購入に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 24 日

山梨県知事 後 藤 齋

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量 EWS 実習装置 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書で定める内容等であること
- (3) 納入期限 平成 27 年 9 月 30 日(水)
- (4) 納入場所 山梨県立富士北稜高等学校 富士吉田市新西原一丁目 23-1)

2 一般競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 山梨県内に本店を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。
物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成 14 年 2 月 28 日山梨県告示第 64 号)に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
この公告の日から開札の日までの間に山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成 10 年 4 月 1 日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において、登録業種(物品)の「情報機器」、「通信機器」のいずれかに登録されている者であること。
なお、業種登録の変更を行おうとする者は、入札参加資格変更届を作成し、平成 27 年 7 月 1 日(水)までに出納局管理課調度担当へ提出すること。
- (6) この公告に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (7) 納入しようとする物品のアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 400-8501
山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号(別館 1 階)
山梨県出納局管理課調度担当 電話 055-223-1395

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成27年6月30日(火)までの、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成27年6月30日から平成27年7月8日(水)までの、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所に提出する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成27年7月28日(火)午後2時

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県庁別館1階 出納局入札室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他入札に関する事項は入札心得(別途配付)を確認すること。

4 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に、2に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 詳細は入札説明書による